

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
日本道路(株) 東京都港区新橋1-6-5
00-002770 代表者 山口 宣男
(土木、とび・土工、鋼構造物、ほ装、塗装)
- 2 指名停止措置期間
平成28年3月24日～平成28年6月23日(3か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての工事(下請けを含む)
- 4 事実概要
公正取引委員会は、東日本高速道路(株)東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったとして、同法74条第1項の規定に基づき、平成28年2月29日に日本道路(株)等10社及び同犯罪当時に被告発会社10社で道路工事の請負等の業務に従事していた11名を検事総長に告発した。
- 5 指名停止措置理由
本件については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第6号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第2第6号

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 県外の公共機関が発注した工事に関し、代表役員等又は一般役員等が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	刑事告発を知った日から 1か月以上9か月以内